名古屋市公報

令和 2年11月 5日　第76号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　ページ

規　則

○ 公印規則の一部を改正する規則　（総務・法制課）（第118号）　4
○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則　（総務・法制課）（第119号）　7

告　示

○ 建築協定への加入　（住都・建築指導課）（第655号）　10
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について　（環境・地域環境対策課）（第656号）　11
○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について　（環境・地域環境対策課）（第657号）　12
○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について　（環境・地域環境対策課）（第658号）　13
○ 指定居宅サービス事業者等の指定　（健福・介護保険課）（第659号）　14
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止　（健福・介護保険課）（第660号）　21
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第661号）　27
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧　（住都・市街地整備課）（第662号）　28
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について　（緑土・緑地管理課）（第663号）　29
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧　（住都・街路計画課）（第664号）　30
○ 名古屋都市計画道路事業の認可　（緑土・道路建設課）（第665号）　32
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第666号）　34
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止　（健福・介護保険課）（第667号）　36
○ 指定居宅サービス事業者等の指定　（健福・介護保険課）（第668号）　37
○ 定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件　（住都・建築安全推進課）（第669号）　39
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について　（健福・障害者支援課）（第670号）　47
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について　（健福・障害者支援課）（第671号）　52
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について　（健福・障害者支援課）（第672号）　53

○ 指定一般相談支援事業等の廃止について
（健福・障害者支援課）（第673号） 56
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて
（健福・障害者支援課）（第674号） 57

達

○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正
（総務・法制課）（第54号） 58

教育委員会告示

○ 教育委員会定例会の開催について （第26号） 60

病院局告示

○ 指定管理者の指定の変更について （第1号） 61

病院局管理規程

○ 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程 （第19号） 62

公告

○ 名古屋市屋外広告物講習会の周知公告 （住都・都市景観室） 103

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　公印規則の一部を改正する規則（第 118号）

1　改正内容

(1) 公印使用の手続における押印を廃止します。（別記第 1号様式関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 3条関係及び別記第 1号様式関係）

2　施行期日

令和 2年11月 1日から施行します。

○　名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則（第 119号）

1　改正内容

(1) 苦情又は意見の申出に係る処理票における押印を廃止します。（第 1号様式関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第63条及び第 1号様式関係）

2　施行期日

令和 2年11月 1日から施行します。

達　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第54号）

1　改正内容

(1) 文書の収受及び配布等の手続における押印を廃止します。（第 1号様式、第 2号様式及び第 7号様式関係）

(2) その他規定の整備等を行います。（第12条、第15条、第25条及び第 2号様式関係）

2　施行期日

令和 2年11月 1日から施行します。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第 118号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「公印使用認可簿（別記第 1号様式）に必要事項を記載し、これと」を削り、「のちに」を「後に公印使用記録簿（別記第 1号様式）に必要事項を記載し、公印を」に改める。

第 1号様式を次のように改める。

第 1号様式

公　印　使　用　記　録　簿

年月日	公印名	件　　名	公　印 使用数	所属課名	起案者名 （発　送 責任者）	電話 番号

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ 4とする。

附　則

1　この規則は、令和 2年11月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公印規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の公印規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

名古屋市規則第 119号

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第63条第 1項中「処理票（第 1号様式）」を「苦情等処理票（別記様式）」に改め、同条第 2項中「処理票」を「苦情等処理票」に改める。

第 1号様式を次のように改める。

別記様式

苦　情　等　処　理　票

受　付　年　月　日	年　　月　　日（　）
受　付　の　区　分	(1) 来庁　(2) 電話　(3) その他（　　）
苦情等申出者	住　所 氏　名 連絡先
苦情等の申出に係る情報の所管課	電話
受　　付　　者	所　属 補職名 氏　名　　電話
苦情等の申出の内容	
苦情等の申出に対する処理内容	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ 4とする。

附　則

この規則は、令和 2年11月 1日から施行する。

名古屋市告示第655号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年10月26日

名古屋市長　河　村　たかし

1　建築協定地区の名称

鳴海町南荘建築協定

2　新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区鳴海町字片坂28番3	令和2年9月29日

3　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4　縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 656号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域
名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部

2　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 657号

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第86号により指定した区域の一部を解除し、同法第11条第 1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定します。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

1　要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市天白区塩釜口一丁目 409番の一部、 415番 1の一部、 415番 2の全部及び 504番の一部

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒(ひ)素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

3　区域の種類を変更する理由
土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第 336号）第 5条第 1号イに該当しないことが判明したため。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 658号

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 252号により指定した区域の一部を解除し、同法第11条第 1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定します。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区船見町 1番42の一部

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
四塩化炭素
シス―一・二―ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン

3　区域の種類を変更する理由
土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第 336号）第 5条第 1号イに該当しないことが判明したため。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 659号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社和ごころ	訪問看護ステーション　和ごころ	名古屋市北区黒川本通 4丁目35番地の 2	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人スズラン	スズラン	名古屋市西区大野木四丁目 367番地	令和 2年10月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
日本福祉販売株式会社	だいきちケアサービス	名古屋市西区中小田井二丁目 144番地の 3	令和 2年10月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉用具販売
帝人訪問看護ステーション株式会社	泉訪問看護ステーション	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ｓ２ｃｎ	訪問看護　人と季	名古屋市守山区桔梗平一丁目1502番地	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
大久保　守	おおくぼ整形外科クリニック	名古屋市守山区新城16番20号	令和 2年10月 1日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
株式会社エル・シー・エス	訪問看護ステーション　ライフケアナース神明	名古屋市緑区桶狭間神明3701番地	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
スマイルハート株式会社	ナーシングステーションハートブリッジ	名古屋市名東区引山一丁目1005番地	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
エイトカラーズ合同会社	エイトカラーズ訪問看護ステーション	名古屋市天白区平針三丁目2211番地	令和 2年10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

２　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋千種	名古屋市千種区赤坂町 3丁目23	令和 2年10月 1日	訪問介護

		番地		
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋千種	名古屋市千種区赤坂町 3丁目23番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ＰＡＲＮＩＴＩＯＮ	Ｓｍｉｌｅｐｌｕｓ	名古屋市北区稚児宮通 1丁目43番地の 2	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋楠	名古屋市北区楠一丁目 901番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社学研ココファン	学研ココファン庄内通ヘルパーセンター	名古屋市西区貝田町 2丁目59番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋西東岸町	名古屋市西区東岸町 2丁目55番地	令和 2年10月 1日	通所介護
みなと医療生活協同組合	みなと医療生活協同組合ヘルパーステーションかめじま	名古屋市中村区亀島一丁目 5番30号― 1	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社アイアイサービス	アイアイ訪問介護事業所	名古屋市中村区横前町 100番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋昭和	名古屋市昭和区御器所通 1丁目23番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
ＡＬＳＯＫ介護株式会社	アミカごきそ介護センター	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目 3番地の 2	令和 2年10月 1日	訪問介護

株式会社ツクイ	ツクイ名古屋熱田	名古屋市熱田区五番町13番 8号	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川広田町	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川荒子	名古屋市中川区荒子一丁目64番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川戸田明正	名古屋市中川区戸田明正二丁目 914番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川広田町	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社モクノ	訪問介護ニューサンライフ東蟹田	名古屋市港区東蟹田1306番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
ＡＬＳＯＫ介護株式会社	アミカ港介護センター	名古屋市港区川間町 2丁目41番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋ちとせ	名古屋市港区七番町 5丁目 3番地の 1	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年10月 1日	訪問入浴介護

株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋粕畠	名古屋市南区粕畠町 3丁目35番地の 2	令和 2年10月 1日	訪問介護
有限会社加藤石材	訪問看護ステーション　ナーシア	名古屋市守山区大字下志段味字風越1982番地の 1	令和 2年10月 1日	訪問看護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋守山	名古屋市守山区小幡南三丁目21番12号	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋緑浦里	名古屋市緑区浦里四丁目 240番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋緑	名古屋市緑区藤塚一丁目 307番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋名東平和が丘	名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	令和 2年10月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋名東平和が丘	名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	令和 2年10月 1日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋天白	名古屋市天白区植田山三丁目 711番地	令和 2年10月 1日	通所介護

3　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人かくれんぼ	グループホームかくれんぼ	名古屋市北区金城町 4丁目56番地	令和 2年10月 1日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

4　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アイアイサービス	あいあい通所介護事業所	名古屋市中村区横前町 100番地	令和 2年10月 1日	地域密着型通所介護
株式会社エル・シー・エス	エンパシーホーム　ライフケア神明	名古屋市緑区桶狭間神明3701番地	令和 2年10月 1日	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

5　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社こころや	ケアプラン神戸	名古屋市西区笠取町 2丁目23番地の 2	令和 2年10月 1日	居宅介護支援
ＡＬＳＯＫ介護株式会社	アミカごきそ介護センター	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目 3番地の 2	令和 2年10月 1日	居宅介護支援
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川荒子	名古屋市中川区荒子一丁目64番	令和 2年10月 1日	居宅介護支援

		地		
ＡＬＳＯＫ介護株式会社	アミカ港介護センター	名古屋市港区川間町 2丁目41番地	令和 2年10月 1日	居宅介護支援
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋守山	名古屋市守山区小幡南三丁目21番12号	令和 2年10月 1日	居宅介護支援
株式会社ジェネラス	居宅支援事業所　草まくらみどり	名古屋市緑区八つ松一丁目 604番地	令和 2年10月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 660号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社オオツカ	オオツカ福祉用具貸与事業所	名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	令和 2年 8月25日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
帝人ヘルスケア株式会社	泉訪問看護ステーション	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号	令和 2年 8月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
セキスイオアシス株式会社	オアシスセンター	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	令和 2年 8月28日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉用具販売

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
一般社団法人まごころ	訪問介護センター　響	名古屋市昭和区山手通 5丁目18番地の 4	令和 2年8月19日	訪問介護
ＷＨＰ株式会社	ひなたケアステーション岩塚	名古屋市中村区岩塚町 1丁目84番地	令和 2年8月28日	訪問介護
株式会社ＨＣＭ	アミカごきそ介護センター	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目3番地の 2	令和 2年8月28日	訪問介護
株式会社ＨＣＭ	アミカ港介護センター	名古屋市港区川間町 2丁目41番地	令和 2年8月28日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋千種	名古屋市千種区赤坂町 3丁目23番地	令和 2年8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋千種	名古屋市千種区赤坂町 3丁目23番地	令和 2年8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋楠	名古屋市北区楠一丁目 901番地	令和 2年8月31日	通所介護
株式会社中日エムエス	中日調剤　介護ステーション「かみさら	名古屋市西区栄生一丁目17番21号	令和 2年8月31日	訪問介護

	」			
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋西東岸町	名古屋市西区東岸町 2丁目55番地	令和 2年 8月31日	通所介護
有限会社アイアイサービス	アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区横前町 100番地	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋昭和	名古屋市昭和区御器所通 1丁目23番地	令和 2年 8月31日	訪問介護
一般社団法人ケアアシスト	とことこ訪問介護	名古屋市熱田区四番二丁目 6番 5号	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋熱田	名古屋市熱田区五番町13番 8号	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川広田町	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川戸田明正	名古屋市中川区戸田明正二丁目 914番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川広田町	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川荒子	名古屋市中川区荒子一丁目64番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋ちとせ	名古屋市港区七番町 5丁目 3番	令和 2年 8月31日	訪問介護

		地の 1		
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年 8月31日	訪問入浴介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋南	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋粕畠	名古屋市南区粕畠町 3丁目35番地の 2	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋守山	名古屋市守山区小幡南三丁目21番12号	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋緑	名古屋市緑区藤塚一丁目 307番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋緑浦里	名古屋市緑区浦里四丁目 240番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋名東平和が丘	名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	令和 2年 8月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋名東平和が丘	名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	令和 2年 8月31日	通所介護
株式会社ツク	ツクイ名古屋	名古屋市天白区	令和 2年	通所介護

イ	天白	植田山三丁目 711番地	8月31日	

3　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社エル・シー・エス	エンパシーホーム　ライフケア神明	名古屋市緑区桶狭間神明3701番地	令和 2年 8月31日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

4　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ビアーテ	泉 2丁目デイサービス	名古屋市東区泉二丁目 4番17号	令和 2年 8月18日	地域密着型通所介護
有限会社アイアイサービス	あいあいでいさービすなかむら	名古屋市中村区横前町 100番地	令和 2年 8月31日	地域密着型通所介護

5　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
医療法人コジマ会	ケアプランセンター丸の内	名古屋市中区丸の内一丁目 2番 6号	令和 2年 7月31日	居宅介護支援
協和ケミカル株式会社	キョーワケアプランセンタ	名古屋市中川区高畑二丁目 172	令和 2年 8月17日	居宅介護支援

	ー中川店	番地		
株式会社ＨＣＭ	アミカごきそ介護センター	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目 3番地の 2	令和 2年 8月28日	居宅介護支援
株式会社ＨＣＭ	アミカ港介護センター	名古屋市港区川間町 2丁目41番地	令和 2年 8月28日	居宅介護支援
株式会社華すみ	ふるけあサポート	名古屋市中村区十王町21番 9号	令和 2年 8月30日	居宅介護支援
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターくさなぎ	名古屋市中村区草薙町 2丁目 5番地	令和 2年 8月31日	居宅介護支援
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川荒子	名古屋市中川区荒子一丁目64番地	令和 2年 8月31日	居宅介護支援
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター名南	名古屋市南区元柴田西町 1丁目29番地	令和 2年 8月31日	居宅介護支援
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋守山	名古屋市守山区小幡南三丁目21番12号	令和 2年 8月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 661号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の 6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 2年10月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
長江　光城	ニコニコキッチン港・熱田店	名古屋市港区当知三丁目2501番地	令和 2年 9月17日	生活援助型配食サービス
株式会社クリップコーポレーション	さくら配食サービス名東事業所	名古屋市名東区藤森西町 801番地	令和 2年 9月29日	生活援助型配食サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第662号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和2年10月27日

名古屋市長　河　村　たかし

1　縦覧の期間

令和2年10月28日から同年11月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

2　縦覧の時間

午前8時45分から午後5時15分まで

3　縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 663号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年10月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2　変更内容

令和 2年12月13日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 664号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧場所及び縦覧に供する図書の内容

縦　覧　場　所	縦覧に供する図書の内容
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課 （名古屋市役所西庁舎 7階）	名古屋都市計画道路事業 7・ 7・82号河岸町線に係る図書
	名古屋都市計画道路事業 7・ 7・83号呼続 1号線に係る図書
	名古屋都市計画道路事業 7・ 5・84号呼続 2号線に係る図書
	名古屋都市計画道路事業 7・ 7・85号呼続 3号線及び 7・ 7・86号呼続 4号線に係る図書

2　縦覧期間

令和 2年10月29日から令和20年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 665号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年10月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

(1) 名古屋都市計画道路事業 7・ 7・82号河岸町線

(2) 名古屋都市計画道路事業 7・ 7・83号呼続 1号線

(3) 名古屋都市計画道路事業 7・ 5・84号呼続 2号線

(4) 名古屋都市計画道路事業 7・ 7・85号呼続 3号線及び 7・ 7・86号呼続 4号線

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

(1)　7・ 7・82号河岸町線

名古屋市瑞穂区河岸町 3丁目地内

(2)　7・ 7・83号呼続 1号線

名古屋市南区呼続元町地内

(3)　7・ 5・84号呼続 2号線

名古屋市南区呼続一丁目地内

(4)　7・ 7・85号呼続 3号線及び 7・ 7・86号呼続 4号線

名古屋市南区呼続二丁目地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第 666号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　河　村　たかし

許可年月日及び許可番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年10月10日 24指令住開指第 120号	（第 3工区） 名古屋市千種区星ヶ丘二丁目50番外 3筆	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市 代表者　名古屋市長　河村たかし
令和 2年 3月 4日 31指令住開指第 248号	名古屋市北区楠二丁目 713番 1	名古屋市北区楠味鋺三丁目3314番地 加藤新治
令和 2年 4月28日 2指令住開指第16号	名古屋市守山区小幡北1207番 2外 2筆	名古屋市中区栄三丁目31番 8号 中央不動産株式会社 代表取締役　川原賢治
令和 2年 2月14日 31指令住開指第 235号	名古屋市港区東蟹田1306番外 3筆	名古屋市千種区御影町 1丁目43番地の 4 杢野律子

令和元年12月 2日 31指令住開指第 191号	名古屋市緑区桶狭間巻山2004番外 2筆	名古屋市中区新栄一丁目22番19号 株式会社Ｌｕｃｅ 代表取締役　中出景介
令和 2年 6月 5日 2指令住開指第30号	名古屋市守山区太田井 904番外 2筆	名古屋市東区東桜一丁目13番 3号 株式会社アールプランナー 代表取締役　梢　政樹
令和 2年 6月 4日 2指令住開指第32号	名古屋市守山区小幡宮ノ腰 809番	名古屋市東区東桜一丁目13番 3号 株式会社アールプランナー 代表取締役　梢　政樹
令和元年 9月11日 31指令住開指第 117号	名古屋市緑区文久山1105番外 3筆	名古屋市緑区大高町字東正地61番地 山高不動産株式会社 代表取締役　山口清一

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 667号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ・サンシャイン守山	名古屋市守山区小幡南三丁目 4番10号	令和 2年 9月30日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 668号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ・サンシャイン守山	名古屋市守山区小幡南三丁目 4番10号	令和 2年10月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社ジェネラス	オスピタリテねもころ	名古屋市中区千代田二丁目16番28号	令和 2年10月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社Ｗｅｌｆａｒｅすずらん	グループホームすずらん南区	名古屋市南区岩戸町19番13号	令和 2年10月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

みなと医療生活協同組合	みなと医療生活協同組合 高齢者グループホームかめじま	名古屋市中村区亀島一丁目 5番30号― 1	令和 2年10月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第669号

定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号。以下「細則」といいます。）第8条第3項第1号及び第9条第3項第1号に規定する特定行政庁が別に定める定期調査票等を次のように定めます。

令和2年10月30日

名古屋市長　河　村　たかし

1　細則第8条第3項第1号に規定する特定行政庁が別に定める定期調査票の様式は、別記第1号様式とします。

2　細則第9条第3項第1号に規定する特定行政庁が別に定める建築設備定期検査票の様式は別記第2号様式、防火設備定期検査票の様式は別記第3号様式とします。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行します。

2　平成29年名古屋市告示第552号（定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件（以下「旧告示」といいます。））は、廃止します。

3　この告示の施行の際現に旧告示の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築安全推進課

第１号様式

定 期 調 査 票

（第一面）

1. 前回指摘の改善状況

調査項目	未改善	改善済	改善済の状況
敷地及び地盤			
建築物の外部			
屋上及び屋根			
建築物の内部			
避難施設等			
その他			

2. 建築設備等の種類

	種類／場所	自然換気	機械換気 第１種	機械換気 第２種	機械換気 第３種	中央管理方式の空気調和設備	適用除外	既存不適格
換気設備	無窓居室							
	火気使用室							
	居室等							

	種類／場所	自然排煙	機械排煙	平成12年建設省告示第1436号	適用除外	既存不適格
排煙設備	特別避難階段の付室					
	非常用のエレベーターの乗降ロビー					
	居室等					

	種類／場所	蓄電池（内蔵形）	蓄電池（別置形）	自家用発電装置	平成12年建設省告示第1411号	適用除外	既存不適格
非常用の照明装置	居室						
	廊下						
	階段						

	種類	常時閉鎖式を除く防火扉	防火シャッター	耐火クロススクリーン	ドレンチャー	その他（　　）
防火設備	設備の有無					

3. 性能検証法等の概要

(1) 適用除外の条項	(2)検証法等の概要

(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況　　□ 保管している ・ □ 保管していない

備考　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

4. 石綿を添加した建築材料の状況

吹付け石綿等（平成18年国土交通省告示第1172号第1号及び第2号に掲げるもの）の施工の有無

□ 有　（□全て対策済　□一部対策済　□未対策）

※対策済とは吹付け石綿等が飛散しないよう、囲い込み、封じ込めを施したものをいう。

未対策場所：室名

（□ 天井　　㎡　□ はり　　㎡　□ 壁　　㎡　□ 柱　　㎡）

□ 無

□ 不明　（吹付け石綿の分析予定　□無　□有（　　年　　月頃））

5. その他の法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律

特定の建築物

□ 確認年月が昭和56年6月以降

□ 確認年月が昭和56年5月以前で、階数が2以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの → 以下に記入

□ 老人ホーム、福祉ホーム類　□ 児童厚生施設、身体障がい者福祉センター類

□ 確認年月が昭和56年5月以前で、階数が3以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの → 以下に記入

□ 病院　□ 劇場　□ 映画館　□ 観覧場　□ 演芸場　□ 集会場　□ 公会堂　□ 寄宿舎

□ 展示場　□ 物品販売店舗　□ ホテル　□ 旅館　□ 共同住宅　□ 事務所　□ 遊技場

□ 公衆浴場　□ 複合用途　（ 主要用途：　　）

□ 飲食店等　（ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものを含む ）

□ 体育館（階数1以上かつ1,000㎡以上）

□ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が名古屋市建築物耐震改修促進計画に記載された道路（同法第5条第3項第2号又は第6条第3項第2号の規定に基づく道路）に接する既存耐震不適格建築物

耐震診断

□ 実施した　（　　年　　月頃　診断の結果：　　）

□ 実施の予定あり　（　　年　　月頃 ）

□ 実施の予定なし　（ 理由：　　）

耐震改修工事

□ 実施した　（　　年　　月頃　改修の方法（補強、免震、制震）：　　）

□ 実施の予定あり　（　　年　　月頃 ）　□ 全体計画認定

□ 実施の予定なし　（ 理由：　　）

□ 建替の予定あり　（　　年　　月頃 ）

名古屋市駐車場条例

駐車場台数

	必要台数	適合台数		
一般車用駐車場	台	建築物の敷地内	台	適合台数は名古屋市駐車場条例に適合した整備台数を、必要台数は名古屋市駐車場条例に基づく義務台数を記入してください。
		敷地外	台	
荷さばき駐車場	台	建築物の敷地内	台	
車いす用駐車場	台	建築物の敷地内	台	
		敷地外	台	

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（人街条例）

1. 工事着工時期　□平成17年7月以降　□平成17年6月以前　(2～6は記入不要)

2. 学校、病院、社会福祉施設、物品販売店舗、飲食店、事務所・工場（床面積の合計が2,000㎡以上）等の特定施設（同条例施行規則第3条）　□該当する　□該当しない　(3～6は記入不要)

3. 利用円滑化経路の維持管理

3-①　利用円滑化経路に係る改修等工事　□実施した　□実施していない　(3-②は記入不要)

3-②　改修等工事の実施箇所　□出入口　□廊下　□階段　□傾斜路　□エレベーター　□敷地内通路　□その他

4. 道等から一の主要な出入口までの利用円滑化経路

4-①　段差の有無　□有　□無

4-②　傾斜路の有無　□有　□無

5. 一の主要な出入口の有効幅　（　　cm）

6. 車いす使用者用便房の維持管理

6-①　床面積の合計が1,000㎡以上の特定施設（事務所・工場については、不特定多数が利用する部分の床面積。共同住宅は対象外。）　□該当する　□該当しない　(6-②は記入不要)

6-②　車いす使用者用便房に係る改修等工事　□実施した　□実施していない

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

1. 特別支援学校、病院、福祉施設、物品販売店舗、飲食店等の特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上（同法施行令第5条及び第9条）　□該当する　□該当しない

2. 建築物移動等円滑化基準の維持管理

2-①　建築物移動等円滑化基準に係る改修等工事　□実施した　□実施していない　(2-②は記入不要)

2-②　改修等工事の実施箇所　□出入口　□廊下　□階段　□傾斜路　□エレベーター　□便所　□敷地内通路　□駐車場　□その他

3. 同法第17条の規定による認定　□有　□無

（認定年月日：　　年　　月　　日　番号：　指令住建審 / 指令住建指　第　　号）

記入上の注意

1　（第一面）から（第二面）まで

(1)「 1. 前回指摘の改善状況」

前回報告において調査結果表中、調査結果欄において「要是正」の場合であって、その一部でも是正されているときは、「改善済」欄に○印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。是正されていないときは、「未改善」欄に○印を記入すること。

(2)「 2. 建築設備等の種類」

ア　建築基準法上必要なものとして設置されている設備について、該当する欄に○印を記入すること。

イ　建築設備等が設置されていない部分がある場合は、設置されていない理由に該当する欄（適用除外又は既存不適格）に○印を記入すること。

(3)「 3. 性能検証法等の概要」

ア　定期調査報告書（第二面）【４】欄の□欄にレ印でチェック又は塗りつぶした場合は、適用除外を受けている条項、概要（場所を含む。）を記入すること。

イ　該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

(4)「 4. 石綿を添加した建築材料の状況」

ア　該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

イ　吹付け石綿等がある場合には、できる限り詳細な調査を実施し、記入すること。

(5)「 5. その他の法令」

ア　該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

イ　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」については、特定用途に該当する建築物のみ記入すること。

ウ　「名古屋市駐車場条例」については、附置義務駐車場がある場合に記入すること。

2　付近見取図、配置図及び各階平面図

(1) 付近見取図、配置図及び各階平面図を添付すること。

ア　上記図面には、（第二面）5.その他の法令に掲げる事項の状況を記載すること。

イ　配置図及び各階平面図は、調査結果表に添付する配置図及び各階平面図と兼ねることができる。

ウ　上記図面には、調査結果表で要是正とされた箇所や撮影した写真の位置等を記載すること。

(2) 図面の大きさは、原則として日本産業規格Ａ 3とすること。

(3) 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

(4) 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。

(5) 図面には、下表の明示すべき事項を記載すること。また、図面には、凡例を付し、⑧、⑪に関するものは、着色すること。

図書	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物
建築物の配置図	① 縮尺及び方位　② 敷地の境界線　③ 敷地内における建築物の位置
建築物の各階平面図	① 縮尺（又は寸法）及び方位 ② 室名（屋内、屋外） ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター（非常用のものは、その旨を記入すること。） ⑤ 屋上広場 ⑥ 延焼のおそれのある部分 ⑦ 非常用の進入口（代替する窓を含む。） ⑧ 防火区画（面積区画、竪穴区画及び異種用途区画を着色により区別し、表現すること。） ⑨ 非常用照明 ⑩ 防火設備 ⑪ 防煙区画

第２号様式

建 築 設 備 定 期 検 査 票

1. 前回指摘の改善状況

検査項目	未改善	改善済	改善済の状況
換　気　設　備			
排　煙　設　備			
非常用の照明装置			

2. 換気設備等の種類

	種類／場所	自然換気	機械換気 第１種	機械換気 第２種	機械換気 第３種	中央管理方式の空気調和設備	適用除外	既存不適格
換気設備	無窓居室							
	火気使用室							
	居室等							

	種類／場所	自然排煙	機械排煙	平成12年建設省告示第1436号	適用除外	既存不適格
排煙設備	特別避難階段の付室					
	非常用のエレベーターの乗降ロビー					
	居室等					

	種類／場所	蓄電池（内蔵形）	蓄電池（別置形）	自家用発電装置	平成12年建設省告示第1411号	適用除外	既存不適格
非常用の照明装置	居室						
	廊下						
	階段						

3. 避難安全検証法等の概要

(1) 適用除外の条項	(2)検証法等の概要

(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況　□ 保管している ・ □ 保管していない

備考　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

記入上の注意

1　建築設備定期検査票

⑴　「 1. 前回指摘の改善状況」

前回報告において検査結果表中、検査結果欄において「要是正」の場合であって、その一部でも是正されているときは、「改善済」欄に○印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。是正されていないときは、「未改善」欄に○印を記入すること。

⑵　「 2. 換気設備等の種類」

ア　建築基準法上必要なものとして設置されている設備について、該当する欄に○印を記入すること。

イ　換気設備等が設置されていない部分がある場合は、設置されていない理由に該当する欄（適用除外又は既存不適格）に○印を記入すること。

⑶　「 3. 避難安全検証法等の概要」

ア　定期検査報告書（第二面）【９】欄【イ】の□欄にレ印でチェック又は塗りつぶした場合は、適用除外を受けている条項、概要（場所を含む。）を記入すること。

イ　該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

2　各階平面図

⑴ 各階平面図を添付すること。

上記図面には、検査結果表で要是正とされた箇所や撮影した写真の位置等を記載すること。

⑵ 図面の大きさは、原則として日本産業規格Ａ３とすること。

⑶ 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

⑷ 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。

⑸ 図面には、下表の明示すべき事項を記載すること。また、図面には、凡例を付し、換気設備欄⑧、⑨、排煙設備欄⑧、⑨、⑫に関するものは、着色すること。

<table>
<tr><td>図書</td><td colspan="3">明示すべき事項</td></tr>
<tr><td>検査対象設備</td><td>換気設備</td><td>排煙設備</td><td>非常用の照明装置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の各階平面図</td><td colspan="3">① 縮尺（又は寸法）及び方位
② 室名
③ 避難階段及び特別避難階段
④ エレベーター（非常用のものは、その旨を記入すること。）
⑤ 電気室（自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。）
⑥ 中央管理室
⑦ 空調機械室</td></tr>
<tr><td>⑧ 防火区画
⑨ 換気経路（給気及び排気）
⑩ 給気口、排気口
⑪ 給気機、排気機
⑫ 防火ダンパー</td><td>⑧ 防火区画
⑨ 排煙ダクト
⑩ 排煙口、排煙出口
⑪ 排煙機
⑫ 防煙区画
⑬ 防火ダンパー</td><td>⑧ 非常用照明（電源別置型及び自家用発電装置）</td></tr>
</table>

第３号様式

防 火 設 備 定 期 検 査 票

1. 前回指摘の改善状況

検査項目	未改善	改善済	改善済の状況
(1) 防　　火　　扉			
(2) 防 火 シャッター			
(3) 耐火クロススクリーン			
(4) ドレンチャー等			
(5) その他（　　）			

2. 防火設備の種類

種　　類	常時閉鎖式を除く防火扉	防火シャッター	耐火クロススクリーン	ドレンチャー	その他（　　）
防 火 設 備 の 有 無					

3. 避難安全検証法等の概要

(1) 適用除外の条項	(2)検証法等の概要

(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況　　□ 保管している ・ □ 保管していない

備考　用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

記入上の注意

1　防火設備定期検査票

⑴　「 1．前回指摘の改善状況」

前回報告において検査結果表中、検査結果欄において「要是正」の場合であって、その一部でも是正されているときは、「改善済」欄に〇印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。是正されていないときは、「未改善」欄に〇印を記入すること。

⑵　「 2．防火設備の種類」

ア　建築基準法上必要なものとして設置されている防火設備について、該当する欄に〇印を記入すること。

⑶　「 3．避難安全検証法等の概要」

ア　　定期検査報告書（第二面）【５】欄【イ】の□欄にレ印でチェック又は塗りつぶした場合は、適用除外を受けている条項、概要（場所を含む。）を記入すること。

イ　該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

2　各階平面図

⑴ 各階平面図を添付すること。

ア　各階平面図は、検査結果表に添付する各階平面図と兼ねることができる。

イ　上記図面には、検査結果表で要是正とされた箇所や撮影した写真の位置等を記載すること。

⑵ 図面の大きさは、原則として日本産業規格Ａ 3 とすること。

⑶ 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

⑷ 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。

⑸ 図面には、下表の明示すべき事項を記載すること。

⑹ 下表、明示すべき事項欄中③に係る防火設備の位置については、防火設備の種類ごとに着色を分けて記載すること。

図書	明示すべき事項
建築物の各階平面図	①　縮尺（又は寸法）及び方位 ②　室名 ③　防火設備の位置及び種類（随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く））

名古屋市告示第 670号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社アイアイサービス 名古屋市中村区横前町 100番地	アイアイ訪問介護事業所 名古屋市中村区横前町 100番地	居宅介護 重度訪問介護	2310101502	令和 2年10月 1日
	あいあい通所介護事業所 名古屋市中村区横前町 100番地	生活介護		
株式会社ひまわり 名古屋市中村区日比津町 3丁目 1番22号	ひまわりの家 名古屋市中村区日比津町 3丁目 1番22号	短期入所	2310101510	令和 2年10月 1日
		共同生活援助	2320100221	令和 2年10月 1日
株式会社エイルサポート 名古屋市西区山木	グランエミシス上小田井 名古屋市西区平中	短期入所	2310201435	令和 2年10月 1日
		共同生活援助	2320200153	令和 2年

二丁目18番地	町 2番地の 2			10月 1日
株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋ちとせ 名古屋市港区七番町 5丁目 3番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200998	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋南 名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311201004	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋中川広田町 名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301663	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋昭和 名古屋市昭和区御器所通 1丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護	2316201009	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋千種 名古屋市千種区赤坂町 3丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護	2317101190	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋名東平和が丘 名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001399	令和 2年 10月 1日
	ツクイ名古屋粕畠 名古屋市南区粕畠町 3丁目35番地の 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318101173	令和 2年 10月 1日

ＡＬＳＯＫ介護株式会社 さいたま市大宮区三橋二丁目 795番地	アミカ港介護センター 名古屋市港区川間町 2丁目41番地	居宅介護 重度訪問介護	2311201012	令和 2年10月 1日
株式会社モクノ 名古屋市千種区御影町 1丁目43番地の 4	訪問介護ニューサンライフ東蟹田 名古屋市港区東蟹田1306番地	居宅介護 重度訪問介護	2311201020	令和 2年10月 1日
一般社団法人ＨＡＰＰＩＬＹ 名古屋市熱田区尾頭町 2番 2号	はぴり 名古屋市中区富士見町13番19号	就労移行支援	2316100946	令和 2年10月 1日
有限会社優ケア 名古屋市東区主税町 4丁目73番地	もあはーと訪問ライフケア 名古屋市東区主税町 4丁目73番地	居宅介護 重度訪問介護	2317200646	令和 2年10月 1日
株式会社ＰＡＲＮＩＴＩＯＮ 愛知県一宮市笹野字大海戸21番地 2	Ｓｍｉｌｅ　ｐｌｕｓ 名古屋市北区稚児宮通 1丁目43番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2317301642	令和 2年10月 1日
株式会社ゆうあいライフ 名古屋市守山区四軒家一丁目1576番地	ゆうあいライフ訪問介護事業所 名古屋市守山区四軒家一丁目1536番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601850	令和 2年10月 1日
ＩＣＣ・Ｉ株式会社 名古屋市緑区東神	みるふぃーゆ香流 名古屋市名東区香南一丁目 405番地	短期入所	2318001407	令和 2年10月 1日
		共同生活援助	2328000126	令和 2年

の倉三丁目2401番地の 1				10月 1日
Ｔｏｍｙ’ｓ合同会社 名古屋市緑区大高町字石ノ戸 4番地の 2	ヘルパーステーションよすが 名古屋市緑区鳴海町字鉾ノ木59番地の 1	同行援護	2318501208	令和 2年10月 1日
株式会社順風の里 名古屋市東区代官町 3番 5号	順風の家 名古屋市西区天塚町 1丁目12番地	共同生活援助	2320200146	令和 2年10月 1日
一般社団法人あいち障がい者・高齢者地域生活支援機構 名古屋市中区栄三丁目 2番 3号	グループホームさくら 名古屋市中川区かの里二丁目 701番地	共同生活援助	2321300341	令和 2年10月 1日
株式会社ワンズ 名古屋市守山区大森三丁目 904番地の 2	グループホームワンズ植田山 名古屋市天白区植田山一丁目 308番地	共同生活援助	2326400211	令和 2年10月 1日
社会福祉法人1980 名古屋市守山区川東山2301番地	障害者グループホーム大 名古屋市守山区城土町 373番地の 1	共同生活援助	2327600280	令和 2年10月 1日
ＦＦサポート株式会社 名古屋市天白区原一丁目2213番地	フォルテシモ 名古屋市緑区旭出二丁目1308番地	共同生活援助	2328500141	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 671号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社アイアイサービス 名古屋市中村区横前町 100番地	アイアイ相談支援事業所 名古屋市中村区横前町 100番地	一般相談支援 特定相談支援	2330100195	令和 2年10月 1日
		障害児相談支援	2370100170	令和 2年10月 1日
合同会社ｍｉｎａ 名古屋市緑区境松二丁目 341番地	指定特定相談支援事業所ｍｅ 名古屋市緑区境松二丁目 341番地	特定相談支援	2338500222	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 672号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社ｅ－Ｌｉｆｅ 名古屋市名東区藤森二丁目 292番地	介護24はーと 名古屋市名東区引山三丁目 716番地	同行援護	2318000540	令和 2年9月 9日
株式会社中日エムエス 名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	中日調剤介護ステーション「かみさら」 名古屋市西区栄生一丁目17番21号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310200114	令和 2年9月17日
有限会社アイアイサービス 名古屋市中村区横前町 100番地	アイアイサービス中村公園ケアセンター 名古屋市中村区横前町 100番地	居宅介護 重度訪問介護	2310100082	令和 2年9月30日
	あいあいでいさー	生活介護		

	びすなかむら 名古屋市中村区横前町 100番地	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）		
ＷＨＰ株式会社 名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1	ひなたケアステーション岩塚 名古屋市中村区岩塚町 1丁目84番地	居宅介護 重度訪問介護	2310101049	令和 2年9月30日
一般社団法人ケアアシスト 名古屋市熱田区四番二丁目 6番 5号	とことこ訪問介護 名古屋市熱田区四番二丁目 6番 5号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311100610	令和 2年9月30日
株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋南 名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200154	令和 2年9月30日
	ツクイ名古屋ちとせ 名古屋市港区七番町 5丁目 3番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200956	令和 2年9月30日
	ツクイ名古屋中川広田町 名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311300236	令和 2年9月30日
	ツクイ名古屋昭和 名古屋市昭和区御器所通 1丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316200167	令和 2年9月30日
	ツクイ名古屋千種	居宅介護	2317101166	令和 2年

	名古屋市千種区赤坂町 3丁目23番地	重度訪問介護		9月30日
	ツクイ名古屋名東平和が丘 名古屋市名東区平和が丘四丁目 235番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001340	令和 2年9月30日
	ツクイ名古屋粕畠 名古屋市南区粕畠町 3丁目35番地の 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318101157	令和 2年9月30日
株式会社ＨＣＭ 東京都港区東麻布一丁目28番13号	アミカ港介護センター 名古屋市港区川間町 2番41号	居宅介護 重度訪問介護	2311200279	令和 2年9月30日
合同会社Ｆ＆ｉ 愛知県海部郡大治町堀之内字中切 647番地の 4	訪問介護ステーションウエリナ 名古屋市瑞穂区井戸田町 4丁目39番地	居宅介護 重度訪問介護	2311400572	令和 2年9月30日
一般社団法人まごころ 名古屋市中区丸の内二丁目17番13号	訪問介護センター響 名古屋市昭和区山手通 5丁目18番地の 4	居宅介護 重度訪問介護	2316200951	令和 2年9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 673号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
有限会社アイアイサービス 名古屋市中村区横前町 100番地	アイアイサービス中村公園ケアセンター 名古屋市中村区横前町 100番地	一般相談支援 特定相談支援	2330100013	令和 2年9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 674号

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第50条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を、次のとおり取り消しました。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	取消年月日
Ａ－ＬＬ株式会社 名古屋市中区金山二丁目 6番14号	エール名古屋 名古屋市中区金山二丁目 6番14号	就労移行支援	2316100490	令和 2年10月 1日
合同会社ＭＴ さいたま市大宮区桜木町二丁目 328－ 2	ＭＴ工房八事 名古屋市昭和区八事本町 101番地の11	就労継続支援Ａ型	2316200928	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市達第54号

庁　中　一　般
区　　役　　所
各　　公　　所

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和２年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　前	改　正　後
（帳簿の備置き） 第12条　法制課に次の各号に掲げる帳簿を置く。 (1) 文書整理簿（第１号様式） (2) 現金等収配簿（第２号様式） (3) 公示令達番号簿（第３号様式） ２　文書担当課に次の各号に掲げる帳簿（局の文書担当課にあっては第１号及び第３号に掲げるものを除き、公所等の文書担当課にあっては第３号に掲げるものを除く。）を置く。 (1) 文書整理簿 (2) 現金等収配簿 (3) 公示令達番号簿 ３　課に文書番号補助簿（第４号様式）を置く。	（帳簿の備置き） 第12条　次の各号に掲げる帳簿は、それぞれ当該各号に掲げる課に備え置くものとする。 (1) 文書整理簿（第１号様式）　法制課並びに公所等及び区役所の文書担当課 (2) 現金等収配簿（第２号様式）　文書担当課 (3) 公示令達番号簿（第３号様式）　法制課及び区役所の文書担当課 (4) 文書番号補助簿（第４号様式）又はこれに代わる帳簿　第25条第５項の規定により追次番号を用いる課
（局における庁外文書の収受及び配布） 第15条　（略） ２　現金又は証券が同封されていた文書は、現金等収配簿に登載の上、会計管理者又	（局における庁外文書の収受及び配布） 第15条　（略） ２　現金又は証券が同封されていた文書は、現金等収配簿に登載の上、所管課へ配布

は現金出納員へ送付する。 （文書記号及び文書番号） 第25条　（略） ２～４　（略） ５　前２項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難い場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又はそれに代わる帳簿により管理するものとする。	する。 （文書記号及び文書番号） 第25条　（略） ２～４　（略） ５　前２項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難い場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又はこれに代わる帳簿により管理するものとする。

第１号様式中「

受　領　者	
課　名	印

」を「

受領者所　属	受領者名

」に改める。

第２号様式甲票中「会計管理者等受領印」を「受領者名」に改め、同様式乙票注を次のように改める。

注　この用紙は、所管課へ配布する。

第７号様式中「㊞」を削る。

附　則

１　この達は、令和２年11月１日から施行する。

２　この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づいて提出され、又は承認を受けている申請書等は、この達による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）の規定に基づいて提出され、又は承認を受けたものとみなす。

３　この達の施行の際現に旧規程の規定に基づいて作成されている用紙は、新規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市教育委員会告示第26号

教育委員会定例会の開催について

令和２年11月５日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和２年10月29日

名古屋市教育委員会教育長　　鈴　木　誠　二

令和２年度一般会計補正予算について
財産の取得について
令和３年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について
令和３年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市病院局告示第 1号

指定管理者の指定の変更について

平成23年名古屋市病院局告示第 2号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2年10月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市立緑市民病院	名古屋市中川区荒子二丁目40番地 医療法人純正会	平成24年 4月 1日から平成34年3月31日まで	平成24年 4月 1日から令和 5年3月31日まで

名古屋市病院局経営企画部経営企画課

名古屋市病院局管理規程第19号

名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程を次のように定める。

令和 2年10月28日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程

目次

第 1章　総則（第 1条）
第 2章　任用、任期及び再度の任用（第 2条～第 7条）
第 3章　勤務時間並びに休日及び休暇等（第 8条～第22条）
第 4章　出勤簿等（第23条・第24条）
第 5章　給与及び旅費（第25条～第47条）
第 6章　服務その他就業に関すること（第48条～第51条）
第 7章　福利厚生（第52条～第55条）
第 8章　雑則（第56条・第57条）
附則

第 1章　総則

（趣旨）

第 1条　この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第14条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）第22条の 2第 1項第 1号に掲げる職員のうち、別表第 1に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）の任用、勤務時間、給与その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2章　任用、任期及び再度の任用

（任用）

第 2条　会計年度任用短時間勤務職員は、地公法第16条各号のいずれにも該当しない者から、選考により、又は別に定めるところにより実施する採用選考試験に合格した者から、病院局長（以下「局長」という。）が任用する。

（勤務条件の明示）

第 3条　局長は、会計年度任用短時間勤務職員を任用するときは、勤務条件通知書（別記様式第 1）を当該任用しようとする者に交付することにより勤務条件を明示しなければならない。

2　前項の交付を受けた者は、勤務条件確認書（別記様式第 2）に署名をし、当該書類を遅滞なく局長に提出しなければならない。

第 4条　地公法第22条の 2第 4項の規定により、会計年度任用短時間勤務職員の任期がその採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合に、当該期間の範囲内において、その任期を更新するときの勤務条件の明示については、前条の規定を準用する。

第 5条　会計年度任用短時間勤務職員の勤務条件をやむを得ず任期中に変更する場合の勤務条件の明示については、当該会計年度任用短時間勤務職員の同意を得た上で、第 3条の規定を準用する。

（任期）

第 6条　会計年度任用短時間勤務職員の任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、当該会計年度任用短時間勤務職員に従事させようとする業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めるものとする。

2　任期を更新するときの任期については、前項の規定を準用する。

（再度の任用）

第 7条　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める庶務事務職員及び同表 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。以下この条において同じ。）として任用していた者を、任用していた任期において勤務成績が良好であり、かつ、名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第36号）第16条に規定する健康診断の結果が良

好である者については、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、その任期の終了後に再度同一の職務内容の職に採用（以下「再度の任用」という。）することができることとする。ただし、本条の規定の適用は、同一の職務内容の職につき連続して 2回までとする。

(1) 再度の任用を行う前年度の 3月に休職している場合。ただし、傷病の状況から判断して、再度の任用を行う年度の 4月 1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合（以下「職務に復帰することが見込まれる場合」という。）はこの限りでない。

(2) 会計年度任用短時間勤務職員の任期を通算して、第20条第 5号に掲げる場合に職務に専念する義務を免除された期間が、別に定める当該会計年度任用短時間勤務職員が一の年度に免除されることのできる期間を超える場合。ただし、傷病の状況から判断して、職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。この場合において、同号に掲げる場合に職務に専念する義務を免除された後、 1年を超えて再び同号に掲げる場合に勤務を免除されたときは、前後の勤務を免除された期間を通算しない。

(3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

(4) 前各号に規定するもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合

第 3章　勤務時間並びに休日及び休暇等

（勤務時間、週休日及び休憩時間）

第 8条　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。）の 1日の勤務時間及びその割振り、 1週間の勤務日数、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）並びに休憩時間については、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。

(1) 名古屋市立東部医療センター　別表第 2

(2) 名古屋市立西部医療センター　別表第 3

(3) 総務課、経営企画部及び臨床研究管理部　別表第 4

2　勤務時間は、休憩時間を除き、 1日 7時間30分以内で、かつ、 1週間37時間30分以内とする。ただし、別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める看護補助者については、休憩時間を除き、 1日 8時間以内で、かつ、 1週間32時間以内とする。

3　休憩時間は、勤務を要しない時間とし、局長は、 1日の勤務時間が 6時間を超える場合は45分以上、 8時間を超える場合は 1時間以上を勤務時間の途中に設ける。ただし、局長は、 1日の勤務時間が 6時間を超えない場合においても、必要な時間を設けることができる。

4　前項の休憩時間について、局長は、その職務の特殊性に基づき、特に必要がある場合には一斉に与えないことができる。

5　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の 1日の勤務時間及びその割振り、 1週間の勤務日数、週休日並びに休憩時間については、課の長若しくはこれに準ずる管理監督の地位にある職員（以下「所属長」という。）又は病院長（名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの長をいう。以下同じ。）が会計年度任用短時間勤務職員ごとに定める。

6　勤務時間、週休日及び休憩時間に関し必要な事項については、前各項に規定するもののほか、勤務時間規程第 3条第 1項の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。以下同じ。）の例による。

（正規の勤務時間）

第 9条　前条の規定によって定められた勤務時間を正規の勤務時間とする。

（週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更）

第10条　週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更については、名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号。以下「勤務時間規程」という。）第 4条第 2項から第 4項までの規定を準用する。

（超過勤務）

第11条　公務のため臨時又は緊急の必要があるときは、局長は、正規の勤務時

間を超えて、又は週休日に勤務させることができる。この場合には、勤務時間規程第 8条第 2項の規定を準用する。

（深夜勤務及び超過勤務の制限）

第12条　深夜勤務及び超過勤務の制限については、勤務時間規程第 9条の規定を準用する。

（休日）

第13条　休日における勤務については、勤務時間規程第10条の規定を準用する。ただし、別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める看護補助者の休日における勤務については、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（別に定める職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日。以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の 1月 3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）」とあるのは「12月29日から翌年の 1月 3日までの日」と読み替えるものとする。

（休暇）

第14条　休暇は、代日休暇、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び臨時休暇とし、休暇を与えられた会計年度任用短時間勤務職員は、その勤務を免除される。

（代日休暇）

第15条　代日休暇については、勤務時間規程第12条の規定を準用する。ただし、別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める看護補助者の代日休暇については、勤務時間規程第12条第 1項中「第10条の規定による休日（祝日法による休日（12月29日から翌年 1月 3日までに存するものを除く。）のうち、週休日（日曜日を除く。）と重なる日を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「12月29日から翌年の 1月 3日までの日」と読み替えるものとする。

（年次休暇）

第16条　会計年度任用短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号のいずれかに該当する者に限り与えるものとする。

(1)　1月以上の任期が定められている者

(2)　1月以上継続勤務した者

2　前項の規定により付与される会計年度任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の任期及び 1週間当たりの勤務日数に応じて次のとおりとする。

任期	1週間当たりの勤務日数				
	5日	4日	3日	2日	1日
11月超12月以下	20日	16日	12日	8日	4日
10月超11月以下	18日	15日	11日	7日	4日
9月超10月以下	17日	13日	10日	7日	3日
8月超 9月以下	15日	12日	9日	6日	3日
7月超 8月以下	13日	11日	8日	5日	3日
6月超 7月以下	12日	10日	7日	5日	2日
5月超 6月以下	10日	8日	6日	4日	2日
4月超 5月以下	8日	7日	5日	3日	2日
3月超 4月以下	7日	5日	4日	3日	1日
2月超 3月以下	5日	4日	3日	2日	1日
1月超 2月以下	3日	3日	2日	1日	1日
1月	2日	1日	1日	1日	0日

3　前項の規定による日数が、労基法第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該日数の年次休暇を与えるものとする。

4　年次休暇の取扱いについては、前 3項に規定するもののほか、勤務時間規程第14条及び第15条の規定を準用する。

（特別休暇）

第17条　特別休暇については、勤務時間規程第16条第 1項第 2号から第 5号までの規定を準用する。この場合において、同項第 2号中「出産予定日の 8週間」とあるのは「出産予定日の 6週間」と読み替えるものとする。

2　特別休暇については、前項に規定するもののほか、勤務時間規程第16条の規定を準用する。

（介護休暇）

第18条　介護休暇は、次のいずれにも該当する者に限り承認を受けることができるものとする。

(1) 引き続き在職した期間が 1年以上である者

(2) 勤務時間規程第17条に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）

の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から 6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者

(3) 申出の時点において、 1週間の勤務日数が 3日以上とされている者

2 介護休暇の取扱いについては、前項に規定するもののほか、勤務時間規程第17条の規定を準用する。この場合において、指定期間は、勤務時間規程第17条第 1項に規定する要介護者（以下「要介護者」とする。）の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して93日を超えない範囲内とする。

（臨時休暇）

第19条　局長は、別に定めるところにより、臨時休暇を与えることができる。

（職務に専念する義務の免除）

第20条　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 8号）第 2条第 1号又は第 2号に該当する場合のほか、同条第 3号の規定により会計年度任用短時間勤務職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次の各号（会計年度任用短時間勤務職員のうち、 1週間の勤務日数が 3日以上とされている職員で 1日につき定められた勤務時間が 6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が 1年以上であるもの以外のものにあっては第 8号を除く。）に掲げる場合とする。

(1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難

(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避

(3) 風水害、地震、火災その他の非常災害による会計年度任用短時間勤務職員の現住居の滅失、破壊又は浸水（これらの災害発生のおそれのある場合を含む。）

(4) 子の保育

(5) 傷病の療養

(6) 満 9歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話

(7) 要介護者の介護その他の世話

(8) 要介護者の介護

(9) 妊娠中又は出産後 1年以内の女性職員の母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康診査の受診

(10) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合の通勤

(11) 医師等の指導に基づき、妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持のため休養する場合の業務の一部休止

(12) 選挙権その他公民としての権利の行使

(13) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、地方公共団体の議会、裁判所その他の官公署への出頭

(14) その他局長が承認した事項

第21条 前条各号の場合における職務に専念する義務の免除の日数又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数又は時間とする。

(1) 前条第 3号の場合 引き続いて 7日以内

(2) 前条第 4号の場合 子が生後満 1年に達する日までの間において、 1日を通じてそれぞれ30分以内の 2回又は60分以内の 1回で必要と認められる時間

(3) 前条第 5号の場合（公務傷病の療養の場合を除く。） 6月以上の任期が定められている者又は 6月以上継続勤務している者のうち 1週間の勤務日数が 5日であるものについては一の年度につき75日以内、 1週間の勤務日数が 4日であるものについては一の年度につき60日以内、 1週間の勤務日数が 3日であるものについては一の年度につき45日以内、 1週間の勤務日数が 2日であるものについては一の年度につき30日以内、 1週間の勤務日数が 1日であるものについては一の年度につき15日以内、その他の会計年度任用短時間勤務職員のうち 1年間の勤務日数が 121日以上である者については一の年度につき45日以内、 1年間の勤務日数が73日以上 120日以下である者については一の年度につき30日以内、 1年間の勤務日数が48日以上72日以下である者については一の年度につき15日以内

(4) 前条第 5号の場合（公務傷病の場合に限る。） 局長が別に定める日数

（ 1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっては、 1日の職務に専念する義務を免除されるものとみなす。）

(5) 前条第 6号の場合　一の年度につき 5日（養育する満 9歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子が 2人以上の場合にあっては、10日）以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあっては、 1日をもって当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間とする。）

(6) 前条第 7号の場合　一の年度につき 5日（要介護者が 2人以上の場合にあっては、10日）以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあっては、 1日をもって当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間とする。）

(7) 前条第 8号の場合　介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないものにあっては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間（当該要介護者に係る勤務時間規程第17条に規定する介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において、正規の勤務時間の始め又は終わりに 1日を通じて 2時間（ 1日の正規の勤務時間から 5時間45分を減じて得た時間数が 2時間を下回る場合は、当該減じて得た時間数（当該減じて得た時間数が負となる場合は、 0））以内でそれぞれ必要とされる時間

(8) 前条第 9号の場合　妊娠 6月（ 1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4週間に 1回、妊娠 7月から 9月までは 2週間に 1回、妊娠10月から分べんまでは 1週間に 1回、産後 1年まではその間に 1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）各々 1回につき必要と認められる時間

(9) 前条第10号の場合　正規の勤務時間の始め又は終わりに 1日を通じて 1時間以内でそれぞれ必要とされる時間

2　局長が特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、職務に専念する義務の免除の日数を延長し、又は一定の期限でこれを分割することがで

きる。

3　前 2項に規定する日数には、週休日を含まないものとし、休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含むものとする。ただし、前条第 5号の場合は休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含まないものとする。

4　職務に専念する義務を免除される日の直前に引き続いて休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日がある場合には、前項の規定にかかわらず、これらの日は、第 1項に規定する日数に含めないものとする。

（育児休業等）

第22条　会計年度任用短時間勤務職員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3年法律第 110号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）及び名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第22号）に定めるところによる。

第 4章　出勤簿等

（出勤簿等）

第23条　会計年度任用短時間勤務職員は、登庁時限までに出勤し、所定の場所において自らタイムレコーダーにより出勤簿に記録しなければならない。ただし、タイムレコーダーの設置されていない職場に勤務する会計年度任用短時間勤務職員は、所定の場所において備付けの出勤補助簿（勤務時間規程第 1号様式）に自ら印を押さなければならない。

2　前項ただし書の場合において、印を所持しないときは、事情を勤務時間規程第21条第 2項に規定する出勤簿整理者に申し出て、後日印を押すことができる。

3　第 1項ただし書の場合において、印は朱色にて押さなければならない。

4　出勤簿については、前 3項に規定するもののほか、勤務時間規程第21条及び第22条の規定を準用する。

（休暇等の請求手続）

第24条　会計年度任用短時間勤務職員が第15条から第17条までに規定する休暇

を受けようとする場合については、勤務時間規程第23条第 1項の規定を準用する。

2　会計年度任用短時間勤務職員が第18条に規定する介護休暇を受けようとする場合については、勤務時間規程第23条第 3項の規定を準用する。

3　第20条に規定する職務に専念する義務の免除を受けようとする場合については、名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号）第 4条から第 7条までの規定を準用する。

4　会計年度任用短時間勤務職員が病気、災害その他やむを得ない事由により第 1項の規定によることができない場合には、その受けようとするそれぞれの休暇等を利用した後最初に出勤した日に申請したときは、これを同項の規定によって申請したものとみなす。

第 5章　給与及び旅費

（給与の種類）

第25条　会計年度任用短時間勤務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

（給料）

第26条　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員の職種に定める職員を除く。）に支給する給料の額は、別表第 5に掲げる額とする。

2　前項の規定にかかわらず、局長は、職務の性質その他の理由により別表第 5に定める給料の額により難い会計年度任用短時間勤務職員の給料の額は、勤務 1時間当たり 4,348円を超えない範囲内で、定めることができる。

3　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の給料については、当該会計年度任用短時間勤務職員が現に勤務した時間数に応じて支給するものとし、その１時間当たりの給料の額は、別表第 6に掲げる額とする。

（手当）

第27条　手当の種類は、地域手当、通勤手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、超過勤務手当及び期末手当とする。

（地域手当）

第28条　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。）に支給する地域手当の額については、名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号。以下「給与規程」という。）第17条の規定（ただし、同条第 2項第 3号を除く。）を準用する。この場合において、同条第 1項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、同条第 2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額」とあるのは「給料の月額」と、同項第 2号中「給料及び扶養手当」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

2　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員に支給する地域手当の額については、第26条第 3項に規定する勤務 1時間当たりの給料の額に 100分の15を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、現に勤務した時間数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第29条　会計年度任用短時間勤務職員に支給する通勤手当については、給与規程第19条の規定を準用する。ただし、別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める臨床研修医及び臨床研修歯科医並びに別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員については、別に定める。

（初任給調整手当）

第30条　会計年度任用短時間勤務職員（別に定める者に限る。）に支給する初任給調整手当については、給与規程第20条の規定を準用する。この場合において、初任給調整手当の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が給与規程第20条の規定の適用を受けるものとした場合において支給される初任給調整手当の額に、算出率（当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常勤職員の正規の勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（特殊勤務手当）

第31条　会計年度任用短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当については、名

古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第31号。以下「特殊勤務手当規程」という。）を準用する。ただし、特殊勤務手当規程第 9条の規定は準用しない。

2　前項により準用する特殊勤務手当規程第10条中「医師又は歯科医師」とあるのは、「医師又は歯科医師（名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第　号）別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める交流職員、シニアレジデント並びに臨床研修医及び臨床研修歯科医に限る。）」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当及び夜勤手当）

第32条　会計年度任用短時間勤務職員に支給する休日勤務手当及び夜勤手当については、給与規程第25条及び第30条の規定を準用する。

（宿日直手当）

第33条　会計年度任用短時間勤務職員（別に定める者に限る。）に支給する宿日直手当については、名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号。以下「宿日直手当規程」という。）を準用する。この場合において、宿日直手当の額については、宿日直手当規程第 5条の規定にかかわらず、別に定めるとおりとする。

（超過勤務手当）

第34条　会計年度任用短時間勤務職員に支給する超過勤務手当については、給与規程第23条（第 3項及び第 4項を除く。）、第24条及び第26条から第28条までの規定を準用する。この場合において、必要な読み替えは別に定める。

（超過勤務命令・休日勤務命令簿等）

第35条　超過勤務命令・休日勤務命令簿及び振替命令簿については、給与規程第29条の規定を準用する。

（超過勤務時間等の集計）

第36条　第32条から第34条までの規定による手当支給の基礎となる勤務時間数については、給与規程第33条の規定を準用する。

（端数の切上げ）

第37条　超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の 1時間当たりの金額に円位未満の端数があるときは、円位に満たしめる。

（期末手当）

第38条　期末手当は、次のいずれにも該当しない者に限り支給するものとする。

(1) 一会計年度内における任期が 6月未満である者

(2) 第 8条に規定する 1週間平均の勤務時間が15時間30分未満である者

2　会計年度任用短時間勤務職員に支給する期末手当については、前項に規定するもののほか、給与規程第39条、第42条及び第43条の規定を準用する。

（勤務 1時間当たりの給与額）

第39条　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員の職種に定める職員を除く。）の勤務 1時間当たりの給与額は、第26条に規定する給料の額、第28条第 1項に規定する地域手当の額及び第30条に規定する初任給調整手当の額の合計額を1月平均の勤務時間で除した額とする。

2　前項に規定する「 1月平均の勤務時間」とは、会計年度任用短時間勤務職員のうち、 1週間当たりの正規の勤務時間が30時間の者にあっては 126時間、 1週間当たりの正規の勤務時間が32時間の者にあっては 136時間、 1週間当たりの正規の勤務時間が32時間30分の者にあっては 137時間、 1週間当たりの正規の勤務時間が37時間30分の者にあっては 158時間とする。

3　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の勤務 1時間当たりの給与額は、第26条に規定する給料の額に、第28条第 2項に規定する地域手当の額を加えた額とする。

（給与の減額）

第40条　会計年度任用短時間勤務職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合（別に定める場合を除く。）を除くほか、別に定めるところにより、その勤務しない期間につき給与を減額するものとする。

（災害補償との関係）

第41条　公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）第 2条第 2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7条第 2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない会計年度任用短時間勤務職員には、その勤務することができない期間中、期末手当を除き、

この規程に定める給与は支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第42条　地方公務員の育児休業等に関する法律第 2条第 1項の承認を受けた会計年度任用短時間勤務職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第38条に規定する期末手当については、この限りでない。

（給与の支給）

第43条　給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、当該給与期間につき給与を支給する。ただし、休職の期間については、給与は支給しない。

2　給与は、現金で支給する。ただし、会計年度任用短時間勤務職員からの申出のあるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支給することができる。

3　前項ただし書に規定する給与の口座振替の取扱いに関しては、別に定める。

（給与の支給日）

第44条　給与（別に定める手当及び第38条に規定する期末手当を除く。以下この条において同じ。）の支給日については、給与規程第 7条の規定を準用する。この場合において、別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の給与の支給日については、給与規程第 7条第 1項中「支給日は、当該給与期間内」とあるのは「支給日は、当該給与期間の属する月の翌月」と、「その月」とあるのは「当該翌月」と、「ときは、当該給与期間内」とあるのは「ときは、当該翌月」と読み替えるものとする。

（給与の日割計算）

第45条　月の初日以外の日に会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）となった者には、その日から給与（第38条に規定する期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する。

2　会計年度任用短時間勤務職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで給与を支給する。

3　前 2項の規定により給与を支給する場合における給与の支給額は、その月

の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4　給料の支給額を日割計算する場合においては、第 1項及び第 2項に規定するもののほか、給与規程第 8条の規定を準用する。

（給与の非常時払）

第46条　会計年度任用短時間勤務職員が労基法第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第 9条に掲げる理由により前条に規定する支給日前に給与（第26条に規定する給料、第28条に規定する地域手当及び第30条に規定する初任給調整手当をいう。以下この条において同じ。）の非常時払を請求したときは、第45条に規定する日割計算により、その請求の日までの給与を前条が準用する給与規程第 7条第 1項及び第 2項の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

（旅費）

第47条　会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給することができる。

2　前項の規定により支給する旅費の額は、会計年度任用短時間勤務職員の職がそれぞれ別表第 5及び別表第 6に規定する旅費の欄に掲げる級等に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定する。

第 6章　服務その他就業に関すること

（服務）

第48条　会計年度任用短時間勤務職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則、管理規程その他の定めを遵守し、上司の職務上の命令に忠実に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

（職務に専念する義務）

第49条　会計年度任用短時間勤務職員は、法令及びこの規程に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本市がその責任を有する職務にのみ従事しなければならない。

（条件付採用期間中の会計年度任用短時間勤務職員の特例）

第50条　条件付採用期間中の会計年度任用短時間勤務職員については、次に掲げる場合には、いつでも免職することができる。

(1) 地公法第28条第 1項第 4号に掲げる事由に該当する場合

(2) 勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

(3) 心身の故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

(4) 前 3号に規定する場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

（会計年度任用短時間勤務職員の研修及び教育、表彰、分限並びに懲戒及び訓戒）

第51条　会計年度任用短時間勤務職員の研修及び教育、表彰、分限並びに懲戒及び訓戒については、正規職員の例による。

第 7章　福利厚生

（公務災害補償及び休業補償）

第52条　会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

2　会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合における給与の全部又は一部を得ることのできない期間のうち、前項の補償を受けることができる期間以外の期間については、別に定めるところにより休業補償を行う。

（健康保険）

第53条　会計年度任用職員の健康保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）の定めるところによる。

（厚生年金及び雇用保険）

第54条　会計年度任用職員の厚生年金保険の適用については、厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）の定めるところによる。

2　会計年度任用職員の雇用保険の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）の定めるところによる。

（安全衛生管理）

第55条　会計年度任用短時間勤務職員の安全及び衛生の管理については、正規職員の例による。

第 8章　雑則

（名称）

第56条　会計年度任用短時間勤務職員の個々の職の名称は、会計年度の文字を冠するものとする。

（委任）

第57条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、発布の日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

2　第15条から第18条まで、第20条及び第21条の規定（以下「特定規定」という。）の適用については、この規程の適用を受けない職員が本市に任用されていた期間に利用した特定規定に相当する休暇又は職務に専念する義務を免除された期間（以下「休暇等」という。）がある場合は、当該休暇等を特定規定により利用した休暇等とみなす。

（経過措置）

3　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員については、当分の間、第 3条の規定の適用において、同条中「局長」とあるのは「病院長」と読み替えるものとする。この場合において、勤務条件通知書及び勤務条件確認書中「名古屋市病院局長」との記載については、「名古屋市立東部医療センター病院長」又は「名古屋市立西部医療センター病院長」と修正して使用するものとする。

4　令和 2年 4月 1日から令和 5年 3月31日までの間における会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。）の

給料の額については、第26条及び別表第 5にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に 100分の 190（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までの間にあっては、 100分の 220）を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。ただし、第27条に規定する手当（第32条に規定する休日勤務手当及び夜勤手当並びに第34条に規定する超過勤務手当を除く。）の額の算定の基礎となる給料の額は、第26条及び別表第 5により定められる額とする。

5　令和 2年 6月の期末手当の支給において給与規程第39条を準用する場合は、期末手当基礎額に乗じる割合（以下「支給割合」という。）を 100分の 100とする。

6　前項の規定にかかわらず、別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める庶務事務職員及び別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の支給において給与規程第39条を準用する場合は、次の各号に掲げる支給時期の区分に応じ、当該各号に定める支給割合とする。

(1) 令和 2年 6月　　100分の 0

(2) 令和 2年12月　　100分の39

(3) 令和 3年度　　100分の78

(4) 令和 4年度　　100分の 104

7　常勤職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。この項において同じ。）を退職し、引き続き職員（別に定める者に限る。）として在職した後、引き続いて会計年度任用短時間勤務職員となった者に対する令和 2年 6月に期末手当を支給する場合における第38条の規定の適用については、基準日以前 6月以内の期間を、基準日前 6月以内の期間及び常勤職員を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月 2日から翌年 3月31日までの期間とする。

8　会計年度任用短時間勤務職員（別に定める者に限る。）については、当分の間、別に定める額を給料の額に加算するものとする。

9　会計年度任用短時間勤務職員（別に定める者に限る。）については、当分の間、第27条の規定にかかわらず、休日勤務手当、夜勤手当及び超過勤務手

当を支給せず、給与規程第32条に規定する管理職員特別勤務手当を支給するものとする。管理職員特別勤務手当については、給与規程第32条の規定を準用する。

（会計年度任用短時間勤務職員の給料及び地域手当の額の特例）

10　会計年度任用短時間勤務職員のうち、勤務 1時間当たりの給料及び地域手当の合計額（以下「合計額」という。）が当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第 137号）第 9条第 1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料は、当分の間、第26条、別表第 5及び別表第 6の規定にかかわらず、同法第 9条第 1項に規定する地域別最低賃金の額を合計額が下回らないよう、調整することができる。

（名古屋市病院局時間制従事員就業規程等の廃止に伴う経過措置）

11　別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める交流職員、非常勤専任医師及びシニアレジデントについては、当分の間、第20条の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2条第 1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第 112号）第 2条第 1項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2条第 1項に規定する地方独立行政法人をいう。）から委嘱された事務又は事業に従事する場合は、職務に専念する義務を免除されることができる。

12　別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める非常勤専任医師及びシニアレジデントについては、当分の間、病院局長の許可を受けて、営利企業等の役員その他の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み又は報酬を得て、事業若しくは事務に従事することができる。なお、当該許可に係る許可基準については、正規職員の例による。

13　別表第 1 1月額制短時間勤務職員に定める臨床研修医及び臨床研修歯科医については、当分の間、第49条の規定にかかわらず、臨床研修実施計画で定められている病院での診療に従事する場合を除き、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に

も従事してはならない。

14　施行日現に他の規程の規定に基づいて作成されている勤務条件通知書及び勤務条件確認書に相当する用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、第 3条第 1項又は第 2項に基づくものとして取り扱い、内容が違う部分については、この規程の内容に読み替えて使用することができる。

別表第 1　職種（第 1条関係）

1　月額制短時間勤務職員

名称	細分
交流職員	―
非常勤専任医師	医師
	歯科医師
シニアレジデント	医師
	歯科医師
臨床研修医	―
臨床研修歯科医	―
薬剤師	―
保健師	―
助産師	病棟
	外来
看護師	病棟
	外来
地域医療連携員	―
管理栄養士	―
診療放射線技師	―
臨床検査技師	―
臨床工学技士	―
理学療法士	―
作業療法士	―
視能訓練士	―
言語聴覚士	―
歯科衛生士	―
臨床心理士	―
公認心理師	―
ケースワーカー	―
建築技師	―

電気技師	―
安全指導員	―
事務員	―
	長時間
病棟保育士	―
介護福祉士	―
医師事務作業補助者	―
	長時間
看護補助者	―
	変則勤務
庶務事務職員	―

2　時給制短時間勤務職員

時給制薬剤師、時給制保健師、時給制助産師、時給制看護師、時給制准看護師、時給制管理栄養士、時給制栄養士、時給制診療放射線技師、時給制臨床検査技師、時給制臨床工学技士、時給制理学療法士、時給制作業療法士、時給制視能訓練士、時給制言語聴覚士、時給制歯科衛生士、時給制臨床心理士、時給制公認心理師、時給制清掃員、時給制検査等補助員、時給制労務員、時給制事務補助員、時給制看護補助者（病棟及び外来事務）

備考

1　月額制短時間勤務職員とは、地公法第22条の 2第 1項第 1号に掲げる職員のうち、給料を月額で定める職員をいい、時給制短時間勤務職員とは、同号に掲げる職員のうち、給料を時給で定める職員をいう。

2　細分の欄の区分を表記するときは、名称の次に括弧書きをする。

別表第 2　名古屋市立東部医療センターに勤務する職員の勤務時間等（第 8条関係）

職員の範囲	勤務区分	1日の勤務時間数	1週間の勤務日数	勤務時間の割振り	休憩時間の時限	週休日
交流職員	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
非常勤専任医師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	B	7時間30分	4日	9時00分から17時30分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	C	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
シニアレジデント	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
臨床研修医	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
臨床研修歯科医	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
薬剤師	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

	B	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	6時間	5日	9時15分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	D	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	E	7時間30分	4日	9時15分から17時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	F	7時間30分	4日	9時45分から18時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
助産師・看護師（病棟）	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
助産師・看護師（外来）	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び火曜日
地域医療連携員	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

管理栄養士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
診療放射線技師	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
臨床検査技師	A	6時間	5日	8時45分から15時45分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
視能訓練士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
言語聴覚士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
歯科衛生士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
臨床心理士	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び金曜日
公認心理師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び金曜日
ケースワーカー	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時00分から16時45分まで	13時15分から14時00分まで	日曜日及び土曜日

建築技師	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
電気技師	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
安全指導員	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
事務員	A	6時間	5日	8時00分から14時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	D	6時間	5日	9時30分から16時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	E	6時間	5日	10時30分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
事務員（長時間）	A	7時間30分	5日	9時00分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

介護福祉士	A	6時間30分早番	5日	7時00分から14時30分まで	10時45分から11時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間30分遅番	5日	12時00分から19時30分まで	15時00分から16時00分まで	日曜日及び土曜日
医師事務作業補助者	A	6時間30分	5日	8時45分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
看護補助者	A	8時間	4日相当	7時00分から16時00分まで	11時30分から12時30分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数
	B	8時間	4日相当	8時30分から17時30分まで	12時30分から13時30分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数
	C	8時間	4日相当	11時00分から20時00分まで	13時30分から14時30分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数

別表第 3　名古屋市立西部医療センターに勤務する職員の勤務時間等（第 8条関係）

職員の範囲	勤務区分	1日の勤務時間数	1週間の勤務日数	勤務時間の割振り	休憩時間の時限	週休日
交流職員	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
非常勤専任医師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	B	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
シニアレジデント	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
臨床研修医	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
臨床研修歯科医	A	7時間30分	5日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
薬剤師	A	6時間	5日	9時15分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時30分から16時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

	C	7時間30分	4日	9時00分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び金曜日
	D	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
看護師(病棟)	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
看護師(外来)	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
地域医療連携員	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時30分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び金曜日
管理栄養士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

診療放射線技師	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	6時間	5日	10時00分から16時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
臨床検査技師	A	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時15分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	C	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
視能訓練士	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
歯科衛生士	A	6時間	5日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時30分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
臨床心理士	A	6時間	5日	10時00分から16時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

	B	6時間	5日	12時15分から19時00分まで	15時15分から16時00分まで	日曜日及び土曜日
公認心理師	A	6時間	5日	10時00分から16時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	12時15分から19時00分まで	15時15分から16時00分まで	日曜日及び土曜日
ケースワーカー	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び金曜日
電気技師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び火曜日
安全指導員	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時30分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
事務員	A	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時30分から16時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
事務員（長時間）	A	7時間30分	5日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

病棟保育士	A	6時間30分	5日	8時45分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
医師事務作業補助者	A	6時間30分	5日	8時45分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
医師事務作業補助者（長時間）	A	7時間30分	5日	8時45分から17時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
看護補助者	A	8時間	4日相当	7時00分から16時00分まで	12時00分から13時00分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数
	B	8時間	4日相当	8時30分から17時30分まで	12時00分から13時00分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数
	C	8時間	4日相当	11時00分から20時00分まで	12時00分から13時00分まで	1か月を通じて日曜日、土曜日及び水曜日の数

別表第 4　総務課、経営企画部及び臨床研究管理部に勤務する職員の勤務時間等（第 8条関係）

職員の範囲	勤務区分	1日の勤務時間数	1週間の勤務日数	勤務時間の割振り	休憩時間の時限	週休日
保健師	A	6時間	5日	9時00分から16時00分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	10時30分から17時30分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
事務員	A	6時間	5日	9時00分から16時00分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
	B	6時間	5日	9時30分から16時30分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日及び土曜日
事務員（長時間）	A	7時間30分	5日	9時00分から17時15分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

別表第 5　会計年度任用短時間勤務職員（別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める職員を除く。）の給料（第26条関係）

番号	区分	給料の額	旅費
1	企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員の号給は、 224,992円の直近上位の額の号給を超えない範囲内において局長が定める基準に従い決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額（その額に 100円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額。以下同じ。）	2級
2	市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員の号給は、 211,391円の直近上位の額の号給を超えない範囲内において局長が定める基準に従い決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級
3	内部事務等の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員の号給は、 187,548円の直近上位の額の号給を超えない範囲内において局長が定める基準に従い決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級
4	技能労務業務の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員の号給は、 174,111円の直近上位の額の号給を超えない範囲内において局長が定める基準に従い決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級

5	簡易な補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員の号給は、 1号給を超えない範囲内において局長が定める基準に従い決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級

備考　旅費の欄中「級」は、給与規程別表第 1に定める給料表の職務の級をいう。

別表第 6　別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務職員の給料（第26条関係）

番号	区分	職	給料の額	旅費
1	市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者	会計年度時給制薬剤師 会計年度時給制保健師 会計年度時給制助産師 会計年度時給制看護師 会計年度時給制准看護師 会計年度時給制管理栄養士 会計年度時給制栄養士 会計年度時給制診療放射線技師 会計年度時給制臨床検査技師 会計年度時給制臨床工学技士 会計年度時給制理学療法士 会計年度時給制作業療法士 会計年度時給制視能訓練士 会計年度時給制言語聴覚士 会計年度時給制歯科衛生士 会計年度時給制臨床心理士 会計年度時給制公認心理師	1,293円	1級
2	簡易な補助的業務を行う者	会計年度時給制清掃員 会計年度時給制検査等補助員 会計年度時給制労務員 会計年度時給制事務補助員 会計年度時給制看護補助者（病棟及び外来事務）	809円	1級

備考　旅費の欄中「級」は、給与規程別表第 1に定める給料表の職務の級をいう。

別記様式第１

勤務条件通知書

病院局職員番号（　　）

年　月　日

様

名古屋市病院局長

職名	会計年度任用短時間職員 （　　）	勤務場所	
任用期間	年　月　日　～　年　月　日	任期の更新	有・無
従事すべき業務の内容			

勤務時間等	勤務時間（週）	時間　分	週勤務日数	日	超過勤務	有・無
	勤務時間及び休憩時間	①	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）			
		②	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）			
		③	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）			
	週休日					
	休日					

休暇	年次休暇	付与時期			
		付与日数	日	時間単位休暇	1日を　時間に分割
	代日休暇	有・無	その他休暇	有給	生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
				無給	産前産後休暇、介護休暇

職務に専念する義務の免除	有給	・風水震火災その他の非常災害による交通途絶の場合 ・交通機関等の事故の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の受診の場合 ・公務外傷病の療養の場合 ・満 9歳に達する日以後最初の 3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合
	無給	・満 1歳までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・妊娠中又は出産後 1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合

<table>
<tr><td rowspan="13">給与（給料・手当等）</td><td colspan="2">給料</td><td colspan="5">月額・
時間給　　円
※地域手当等を含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">通勤手当</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の手当等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">超過勤務手当の支給割合</td><td>週休日・休日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">締切日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支給日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支払方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支払時の控除</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">昇給</td><td>有・無</td><td>期末手当</td><td>有・無</td><td>月、　月</td><td>退職手当</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己都合退職の手続</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">懲戒免職</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職に関する事項</td><td colspan="2">全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の適用</td><td colspan="4">有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">厚生年金の適用</td><td>有・無</td><td colspan="2">雇用保険の適用</td><td colspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">以上のほかは、名古屋市病院局が別に定める就業規程等を参照のこと。
なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。</td></tr>
</table>

別記様式第２

勤務条件確認書

病院局職員番号（　　）

年　月　日

様

名古屋市病院局長

職名	会計年度任用短時間職員 （　　）		勤務場所		
任用期間	年　月　日　～	年　月　日		任期の更新	有・無
従事すべき業務の内容					
勤務時間等	勤務時間（週）	時間　分	週勤務日数	日	超過勤務	有・無
	勤務時間及び休憩時間	①	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）		
		②	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）		
		③	時　分　～　時　分　（休憩時間　分）		
	週休日				
	休日				
休暇	年次休暇	付与時期			
		付与日数	日	時間単位休暇	1日を　時間に分割
	代日休暇	有・無	その他休暇	有給	生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
				無給	産前産後休暇、介護休暇
職務に専念する義務の免除	有給	・風水震火災その他の非常災害による交通途絶の場合 ・交通機関等の事故の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の受診の場合 ・公務外傷病の療養の場合 ・満 9歳に達する日以後最初の 3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合			
	無給	・満 1歳までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・妊娠中又は出産後 1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合			

<table>
<tr><td rowspan="12">給与（給料・手当等）</td><td colspan="2">給料</td><td colspan="5">月額・
時間給　　円
※地域手当等を含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">通勤手当</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の手当等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">超過勤務手当の支給割合</td><td>週休日・休日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">締切日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支給日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支払方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支払時の控除</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">昇給</td><td>有・無</td><td>期末手当</td><td>有・無</td><td>月、　月</td><td>退職手当</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職に関する事項</td><td colspan="2">自己都合退職の手続</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">懲戒免職</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険等</td><td colspan="4">全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の適用</td><td colspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">厚生年金の適用</td><td>有・無</td><td colspan="2">雇用保険の適用</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">以上のほかは、名古屋市病院局が別に定める就業規程等を参照のこと。
なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。</td></tr>
</table>

上記勤務条件について確認しました。

年　　月　　日

署名（自署）：

名古屋市屋外広告物講習会の周知公告

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第24条第 1項の規定により、屋外広告物講習会を開催します。

令和 2年10月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　講習会の開催

(1) 日時

令和 3年 1月19日（火）　午前 9時30分から午後 4時30分まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階　西12Ｃ会議室

2　受講申請の受付

(1) 日時

令和 2年11月11日（水）から12月 4日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4階）

(3) その他

申込書は、市ウェブサイト、各区役所情報コーナー及び都市景観室にて配布します。申請者が40人になり次第、受付を締め切ります。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室